○和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正(案)の説明

1 条例改正の必要性(背景)

近年、ペットに対する供養のニーズは増加し、そのありようも変化しています。

全国的に見てもペット霊園等の数は増加傾向にあり、ペット専用の墓地だけでなく飼い主との合葬・共葬を受け入れる事例も増えているようです。

こうした状況の中で、和光市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下、「墓地条例」といいます。)と和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例(以下、「ペット霊園条例」といいます。)の規定に違いがあるため、人用の墓地や納骨堂(以下、「墓地等」といいます。)とペット用の墓地等を併設しようする場合において、同じ条件で整備(同じ場所に規模で併設する場合等)したとしても、人用の墓地等では開設等の許可が得られて、ペット用は許可が得られないという事例が生じてしまいます。

そのため、条例改正により、人用とペット用の墓地等が併設される場合に限ってペット 用墓地等の許可等に関して人用墓地等と同じ運用をすることで、今後のペット供養のニーズに適切かつ柔軟に対応していくために、必要な改正を行うものです。

2 条例改正の内容

(1) 設置場所の基準について

改正後	改正前
(ペット霊園の設置場所の基準)	(ペット霊園の設置場所の基準)
第13条 ペット霊園の設置場所は、次に掲げる基	第13条 ペット霊園の設置場所は、次に掲げる基
準に適合するものでなければならない。 <u>ただし、</u>	準に適合するものでなければならない。
第12条の規定により区域又は施設の変更を許可	
<u>する場合(火葬場の施設に係る変更を許可する場</u>	
合を除く。)又は公衆衛生その他公共の福祉の見	
地から支障がない場合で、市長が認めるときは、	
第1号及び第2号の規定は適用しない。	
$(1)\sim(4)$ (略)	(1)~(4) (略)

【内容】

設置場所の基準に、「ただし書き」による例外(適用除外)規定を設けます。

例外(適用除外)にあたる事例としては、既存の人用墓地(墓地条例第 10 条第 1 項の 許可を受けたもの)の区域内にペット霊園(火葬場を有する場合を除く)を併設する場合 を想定しています。

なお、「火葬場の施設に係る変更を許可する場合を除く」としているのは、墓地や納骨堂とは異なり、火葬場の場合は近隣への環境に影響(排煙、粉塵及び臭気等)を及ぼす可能性があり、公衆衛生の見地から特に配慮が必要であると考えられるためです。

【説明】

今回の改正は、次に掲げる問題の解消を目的としています。

ア 人用の納骨堂で認められる設置基準の適用除外規定がペット霊園条例には存在しないため、同じ条件(併設)での施設整備であったとしてもペット用納骨堂の設置

を許可することができません。

イ 条例第 13 条各号に規定する基準のうち、第 2 号の「公園、学校、保育所、病院その他の公共施設、住宅及び個人又は法人その他の団体が所有する事務所又は事業所の土地の境界から当該ペット霊園の敷地の境界までが 100 m以上(火葬場を有する場合は 300 m以上)離れていること。」については、人用の墓地等と併設する場合において条件を満たす立地は実質的に存在しないといわざるを得ません。

特に市内において「住宅や事務所・事業所から 100m以上離れている」という条件を満たす立地の確保は実質的に不可能であるといえます。(物理的には可能であっても、同条第4号の「計画者が自ら所有する土地であること」という条件を満たすことが困難となります。)

【参考:ペット霊園条例の規定】

(ペット霊園の設置場所の基準)

- 第13条 ペット霊園の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - (1) 河川から20m以上離れていること。
 - (2) <u>公園、学校、保育所、病院その他の公共施設、住宅及び個人又は法人その他の団体が所有する事務所又は事業所の土地の境界から当該ペット霊園の敷地の境界までが100m以上(火葬場を有する場合は300mメートル以上)離れていること。</u>
 - (3) 飲料水及び湧水を汚染するおそれのない場所であること。
 - (4) 計画者が自ら所有する土地であること。

(2) 手続等に関する適用除外について

改正後	改正前
(適用除外)	
第33条 第6条から第9条までの規定は、次に掲	
<u>げる場合(火葬場の新設又は増設をしようとする</u>	
場合を除く。)には適用しない。	
(1) 和光市墓地等の経営の許可等に関する条例(
平成18年条例第14号)第17条第1項各号	
の場合に該当する墓地等の変更において、当該	
墓地等の変更と同時にペット霊園を設置し、又	
は区域若しくは施設を変更しようとする場合	
(2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第	
3条に規定する境内地に納骨堂を設置(既存の	
納骨堂と同規模の納骨堂を増築するものを含む。	
) しようとする場合	
(3) 既存のペット霊園を引き継いで経営する場合	

【内容】

手続等の適用除外となる場合の条件として次の場合を規定します。

ア第十号関係

既存の人用墓地の区域拡張であって、墓地条例第 17 条各号(一部手続の適用除外)に該当するものにペット霊園を併設する場合に限って人用墓地等と同様に一部手続の適用除外とするものです。

従って既存墓地を拡張してペット霊園のみを設置する場合(人用墓地の区画変更 (同条第2号)、納骨堂の設置・改築(第3・4号)を伴わないもの)は該当しない ことになります。

【参考:墓地条例の規定】

(適用除外)

- 第17条 第4条から第7条までの規定は、次に掲げる場合には適用しない。
 - (1) 既存の墓地の区域を縮小する場合
 - (2) 既存の墓地の区域に接して500平方メートル未満の区域を加える場合
 - (3) **納骨堂を既存の墓地の区域内**、火葬場の敷地内又は<u>宗教法人法第3条に規定する境内地に</u> <u>設置する場合</u>
 - (4) 既存の納骨堂を同規模に改築する場合
 - (5) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転する場合
 - (6) 既存の墓地等を引き継いで経営する場合

イ 第2号関係

宗教法人法に規定する境内地に納骨堂を設置する場合であって、この場合は人用の納骨堂との同時整備(併設)ではなくても適用除外の対象とするものです。(人用納骨堂の場合は、区域の拡張を伴わない設置が適用除外なので、ペット用納骨堂も同じ取扱いとします。)

ウ 第3号関係

墓地条例と同様の考え方によります。

(3) 条ずれに伴う条番号の改正

改正後	改正前
<u>第34条・第35条</u> (略)	<u>第33条・第34条</u> (略)